

住宅改修に伴い固定資産税を減額します



資産税課 ☎229-3132 FAX 229-3331

住宅について次の改修を行った場合、改修完了日から3カ月以内に申告すると、翌年度1年間の固定資産税が減額されます。工事の施工内容や減額要件など、詳しくはお問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

改修の種類	改修内容	減額内容
耐震改修	現行の耐震基準に適合する耐震改修	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1
省エネ改修	窓の断熱改修(必須)、窓の断熱改修と併せて行う床・天井・壁の断熱改修	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1
バリアフリー改修	通路・出入口の拡幅、浴室の改良、トイレ改良、手すり取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1
マンションの大規模改修	長寿命化工事(外壁塗装、床防水工事、屋根防水工事を一体として実施していること)	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1

※各改修の減額の適用は1戸につき1回限りです。省エネ改修の減額(新たに長期優良住宅の認定を受けて改修された家屋を除く)とバリアフリー改修の減額のみ併せて適用できます。

※改修に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった場合は、お申し出ください。

軽自動車税納税通知書を発送します

市民税課 ☎229-3129 FAX 229-3331

納期限は6月1日(月)

軽自動車税納税通知書を5月1日(金)に発送します。軽自動車税は、毎年4月1日時点の車両所有者に年額がかかります。4月2日以降に廃車や名義変更を行っても、納税通知書は4月1日時点の所有者に送付されます。

車検用納税証明書について

軽JNKSの導入に伴い、車検(継続検査)時の車検用納税証明書の提示が原則不要となりました。

紙の車検用納税証明書が必要になる場合

車両の前所有者に未納がある、または次の期間に車検を行う場合

- 軽自動車税の納付後2週間程度
- 口座振替の直後(6月9日(火)頃まで)
※口座振替後の車検用納税証明書の送付は廃止
- 他市町村に引っ越した年度
- 軽自動車を購入した年度

納税証明書について 収税課 ☎229-3135



事業主の皆さんへ 個人住民税の特別徴収について



特別徴収は、事業主が毎月の給与から個人住民税(個人市民税・県民税・森林環境税)を6月から翌年5月までの年12回に分けて徴収し、従業員に代わって納付する制度です。令和7年中の所得に対する個人住民税の年税額について、5月15日付で各事業主宛てに特別徴収税額の決定通知書を書面または電子データで通知します。通知書には、6月以降に従業員の給与から徴収する税額

と、その合計額などを記載しています。納税義務者用の通知書は、開封せずに本人に配布してください。なお、退職などにより、特別徴収できなくなった従業員がいる場合、同封の「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、提出してください。届出書は市ウェブサイトからもダウンロードできます。

市民税課 ☎229-3130 FAX 229-3331